

教 第 749 号
平成23年3月14日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

職員の勤務時間の割振りの変更について（通知）

県立学校の管理に関する規則（昭和32年教育委員会規則第9号）第28条第2項の規定により、所属職員の勤務時間の割振りは校長が行うこととされていますが、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対応するため、勤務時間の割振りを変更する場合には、別紙を参考に、適切に事務処理願います。

担当：教職員課服務制度班 保科
電話：022-211-3636

教 第 749 号
平成23年3月14日

各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会
教育長 小林伸一
(公印省略)

県費負担教職員の勤務時間の割振りの変更について(通知)

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第8号)第4条第2項の規定による所属職員の勤務時間の割振りは、市町村教育委員会が行うこととされていますが、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対応するために勤務時間の割振りを変更する場合には、別紙教育庁職員の例を参考に、適切に処理願うとともに、貴教育委員会管下の小中学校等にもお知らせ願います。

担当：宮城県教育庁教職員課服務制度班 保科
電話：022-211-3636

教 第 749 号
平成23年3月14日

本庁各課（室）長
各地方機関の長
各教育機関の長
} 殿
(県立学校を除く。)

教 育 長
(公印省略)

職員の勤務時間の割振りの変更について（通知）

宮城県教育庁等職員服務規程（昭和39年教育委員会訓令甲第1号。以下「服務規程」という。）第7条第2項の規定により、特別の事情があるときは、教育長の承認を得て同条第1項と異なった定めをすることができるものとされていますが、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対応するために、本庁各課（室）にあっては下記のとおり所属職員の交替制の勤務を可能とする勤務時間の割振り変更ができるものとし、地方機関及び教育機関（県立学校を除く）にあっては、服務規程第7条第2項に規定する教育長の承認があつたものと見なしますので、適切に事務処理願います。

記

・勤務時間

曜 日	始業時刻	終業時刻	休憩時間
月曜日から 金曜日まで	15時15分	24時00分	うち休憩時間1時間

又は

曜 日	始業時刻	終業時刻	休憩時間
月曜日から 金曜日まで	0時00分	8時45分	うち休憩時間1時間

担当：教職員課服務制度班 保科
電話：022-211-3636